

番号	2
項目	<p>離婚した夫婦のこどもを有する家庭への支援</p> <p>こどもは、一般的には親の期待に応えるように成長を行いますが、両親が機能していない家庭においては、同居している親等の意見により特に影響を受けることになります。また、家庭裁判所における審判であっても、連れ去り勝ちという判例が跋扈しており、不倫などを行っていた親が監護権を取得するなど、必ずしも適切な親等が監護するものとなっていない実態があります。そういう中で、不適切な養育がなされていないか、児童相談所ないしこども家庭の支援を所管する部署が、定期的に家庭訪問を行うなど実施し、別居している親と連携し、別居している親が養育責任を果たせるようにするなど、こどもの安心・安全を担って行く体制を構築してください。</p>
(回答)	
担当	<p>こどもが適切に養育されていない状況があれば、大阪市の相談・通告受理機関であるこども相談センターや区保健福祉センター子育て支援室にご連絡ください。</p> <p>上記機関では通告内容に関する調査や子どもの安全確認を行い、必要に応じて養育者に対する指導や助言等を行います。</p> <p>なお、調査の状況や結果につきましては回答できませんので、ご了承願います。</p>

番号	4
項目	<p>夫婦間をはじめとするDV事案への強化対策</p> <p>DV支援措置について総務省等の技術的助言をうけて各自治体の裁量にて、住民基本台帳、児童扶養手当、児童手当、生活保護などの事務において特例運用されているかと思いますが、各種DV相談事業者ないしDVシェルターを運営するNPO等及びDVを専門とする弁護士の中には、特に事実認定もなく、あたかもDVがあったかのように認定し、自治体を欺くケースも存在している事から、真なるDV被害者が不利益を被らないように、個別のケースを複数の自治体職員が警察等と連携し、別居後ただちに直接戸別訪問するなど確認し、支援の必要なケースについてはきめ細やかな支援を行うとともに、その取扱いを厳格にしてください。また、支援措置を申し出た者が、被措置者を住居より追い出すなどの加害を加えているケースもあり、それらに対する支援制度を、上記、技術的助言等に基づき速やかに構築してください。</p>
(回答)	
	<p>本市では、住民基本台帳事務におけるDV支援措置について、国の住民基本台帳事務処理要領に基づき、DV等被害による住民基本台帳事務における支援措置の申出があった際は、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所又は区役所保健福祉センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めるこにより支援の必要性を確認したうえで、当該申出に係る決定を行っています。</p> <p>なお、本市で実施しているDV相談については、相談者の立場に立って相談に応じ、その相談内容に基づき、必要な支援を行っています。</p> <p>当事者のどちらからでも相談いただけるとともに、法的支援が必要なケースや、各種福祉サービスの利用が可能なケース等に関しては、無料法律相談や各種福祉サービス窓口をご案内する等の支援を行っています。</p>
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p> <p>市民局 総務部 住民情報担当（住民情報グループ） 電話：06-4305-7345</p>

番号	5
項目	<p>男女共同参画における離婚相談事業の見直し</p> <p>離婚相談や離婚にかかるセミナー事業を委託等により実施されているかと思いますが、一部の実施内容においては、参加者を女性と限定したり、子どもの連れ去りを指南するケースが存在しております。委託先の事業者や実施者等がそのような行為を行っていないか、早急に点検していただくとともに、犯罪行為を助長する内容の事業実施を地方自治体が行なわない様に実施体制を改めてください。</p>
(回答)	
担当	<p>大阪市では、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として、大阪市立男女共同参画センター（通称：クレオ大阪）を設置し、地方自治法に基づく指定管理者制度により民間団体が運営を行っています。</p> <p>クレオ大阪においては、「女性総合相談センター」及び「男性の悩み相談」を開設し、電話や面接等により相談対応をしております。これらの窓口における相談のうち離婚に関するケースもありますが、離婚問題についての法的助言に関する相談については日本司法支援センター（法テラス）や各種弁護士相談窓口などの専門相談機関をご案内しております。</p> <p>また、クレオ大阪においては男女共同参画社会の実現に向けて、社会の状況や地域の特性に応じ、男女共同参画セミナーを実施しています。男女共同参画セミナーの中には、一部離婚に伴う問題や法知識を学ぶほか、離婚した場合のメリット・デメリットを知り、今後のライフプランを考える内容のものも開講しております。</p> <p>離婚に関する男女共同参画セミナーについては、「男性は仕事、女性は家庭」といった根強い性別役割分担意識により経済的な問題を抱える傾向があることから、女性を受講対象としているものもあります。今後もテーマに関心がある多くの方が受講いただけるようにしてまいります。</p>

番号	6
項目	<p>学校および保育所等における運用について</p> <p>教員や保育士の中には、親権トラブルや各種DV支援措置制度の仕組みへの理解が乏しいことから、こどもと別居している親を除外するなど事案が発生しております。これらは、こどもが別居している親と会いたいと思っていても、その意見を表明できなくするばかりでなく、こどもの連れ去り事案により、急遽転居したこどもと仲の良かったこどもの友人が、その転居理由も明かされないことにより同級生からのいじめの対象となっていたケースもあり、それら個別のケースについて対応する教員、保育士の業務負担が軽減される様に正しい知識を周知してください。</p>
	<p>(学校について回答)</p> <p>民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の概要及び学校園における運用に関するQ&A形式の解説資料につきましては、文部科学省からの通知に基づき、各校園へ周知を行っております。</p> <p>また、本市教育委員会において、各校園を担当する指導主事を対象に、学校園における運用についての説明会を実施し、共通理解を図っております。</p>
担当	<p>(保育所等について回答)</p> <p>保育所等における周知につきましては、こども家庭庁より、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）に関する通知があり次第、保育所等へ周知してまいります。</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営グループ） 電話：06-6684-9345 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8031 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用グループ） 電話：06-6208-8037</p>

番号	7
項目	<p>養育費確保にかかる弁護士報酬への補助制度の見直し</p> <p>改正民法においては、養育費は強制徴収権を持つことになります。従前より、家庭裁判所に養育費の申立を行う場合は、相手方の所在が判明していれば、裁判所が示す算定基準表により簡便に額は算定されるため、弁護士が関与する余地は少ないものと考えられ、当該制度が不要と考えます。また、弁護士が養育費の一部を自身の報酬としている実態を踏まえ、弁護士を介さない養育費確保にかかる支援事業の構築をしてください。</p>
(回答)	
	<p>本市では、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）を対象に、専門の相談員による相談、公証役場・家庭裁判所等への同行支援等を実施しており、また、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行の確保を図ることを目的として、公正証書・調停調書の作成にかかる本人負担費用等の補助を行うとともに、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の補助等を実施しています。</p> <p>なお、本市では、令和7年4月1日から養育費に関する強制執行着手金補助を実施しています。</p> <p>養育費に関する強制執行手続きについては、債権者が自身で申し立てることが可能ですが、手続きが煩雑であり、また、法的知識が必要であることから、弁護士に依頼して養育費の請求等を行う場合の費用を補助するものです。</p> <p>補助対象経費は、強制執行に関する着手金等（成功報酬は補助対象外）と実費としており、15万円を上限に交付されます。</p> <p>今後も、養育費確保に有効な施策について検討してまいります。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	8
項目	<p>弁護士会との適切な関係</p> <p>弁護士による法律相談等を、各弁護士会との委託契約等により無料で実施されているかと思いますが、そこで、弁護士が子どもの連れ去りを指南したり、連れ去られた相談者に対して絶望を与える内容を発言するケースがあります。それらの実態を把握し、地方自治体の事業行為が人権侵害とならない様に指導や、従事する弁護士に上記のような行為を行わない旨の誓約書を取得してください。</p>
(回答)	
担当	<p>本市においては、市民が抱える諸問題の解決に向けて、相談者に様々な法的見地からの助言や情報提供を行い、相談者本人が問題点を整理したり、解決への糸口を見つけることができるようすることを目的に、市民に身近な区役所等を会場として、大阪弁護士会との業務委託契約により、弁護士による無料の法律相談事業を実施しています。</p> <p>なお、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命として、その使命に基づき、誠実にその職務を行う旨、また、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士の事務の改善進歩を図るため、弁護士や弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うのは日本弁護士連合会である旨、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号。参照、第 1 条・第 45 条）に規定されています。</p>